

IV 用語の定義

用語の定義

- 1 「被調査者」とは、12ページ「4 調査票の種類等」の（1）男性票、（2）女性票の回答者をいう。
- 2 「独身（者）」とは、「配偶者なし」と回答した者をいい、未婚、離別、死別は区別していない。
- 3 「夫婦」とは、12ページ「4 調査票の種類等」の（1）男性票、（2）女性票、（3）配偶者票（男性用）、（4）配偶者票（女性用）の回答者のうち、配偶関係のある男性及び女性の双方から回答が得られている場合をいう。
- 4 「仕事あり（者）」とは、調査日現在、所得を伴う仕事（学生アルバイトも含む。）についていることをいう。また、調査日現在、仕事についているが、休業中（育児休業、介護休業など）である場合も含む。
- 5 「就業状況」とは、以下の分類をいう。
 - 仕事あり（仕事ありだが休業中（※）を含む。）
 - 会社などの役員・自営業主、自家営業の手伝い、自宅での賃仕事（内職）、正規の職員・従業員、アルバイト・パート、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他、不詳、（再掲）正規、（再掲）非正規
 - 仕事なし
 - 家事に従事している、通学している、その他、不詳
 - 不詳
 - （※）「仕事ありだが休業中」とは、「仕事についているが、休業中（育児休業、介護休業など）である」と回答した者である。
- 6 「就業形態」のうち、「正規の職員・従業員」、「アルバイト・パート」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」は勤め先での呼称に基づいている。
- 7 「正規」、「非正規」は次の就業形態をいう。
 - 正 規 …… 正規の職員・従業員
 - 非 正 規 …… アルバイト・パート、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他
- 8 「就業希望のある求職活動者」とは、「仕事なし」の者または「仕事あり」だが主として学業のために学校に通っている者で、調査日現在、所得を伴う仕事につきたいと思っており（「就業希望あり」）、かつ仕事を探したり開業の準備をしている者（「求職活動あり」）をいう。
- 9 「配偶者あり」、「夫婦」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない者を含む。
- 10 「親と同居している」とは、自分又は配偶者の父母（夫婦の場合は、夫又は妻の父母）のうち、いずれか1人でも同居している場合をいう。
- 11 「家庭観」とは、「世帯の収入」、「家事」、「育児」について、夫妻のいずれかが責任をもつ家庭を築きたいと思うかと質問したものである。

- 12 「希望総子ども数」とは、「今後、（すでにいらっしゃる場合は、さらに）何人の子どもをもちたいと考えていますか。すでにいらっしゃるお子さんは含めずに記入して下さい。」という質問の回答に、現在いる子どもを加えた数である。
- 13 「所得額」とは、平成23年1年間に得た所得であり、働いて得た所得（税込み）とその他の所得（親からの仕送り、家賃・地代等の財産収入、利子・配当金、子ども手当、雇用保険からの育児休業給付等の社会保障給付金などを含む。）の合計金額である。
- 14 「仕事と子育ての両立のための制度の利用状況」とは、この1年間に会社等に勤めたことがあり、かつ調査日現在、3歳未満の子どもをもつ者について、この1年間に育児休業制度、短時間勤務制度、それ以外の育児のための勤務時間の短縮等の制度を利用したか質問したものである。
- 15 「結婚後の就業継続意欲」とは、「仕事あり」の「独身」の女性に、結婚した後も現在の仕事を続けるかを質問したものである。
- 16 「結婚後の就業継続についての周囲の雰囲気」とは、「仕事あり」の「独身」の女性に、結婚を考えている相手や家族が結婚後退職を望んでいるか、職場に働き続けにくい雰囲気があるかを質問したものである。
- 17 「仕事と子育ての両立のための制度の有無等」とは、育児休業制度、短時間勤務制度、それ以外の育児のための勤務時間の短縮等の制度について、勤め先の会社において自分の就業形態で利用可能な制度があるか、利用にあたっての雰囲気はどうか等を質問したものである。
- 18 「平日・休日の家事・育児時間」とは、一日の中で家事や育児に何時間くらい費やしているかを、平日と休日に分けて質問したものである。
- 19 「出産後の就業継続意欲」とは、「仕事あり」の者に、出産した後も現在の仕事を続けるかを質問したものである。夫の場合は、「仕事あり」の妻が出産後も現在の仕事を続けることを希望するかを質問したものである。
- 20 「出産後の就業継続についての周囲の雰囲気」とは、「仕事あり」の女性に、配偶者や家族が出産後退職を望んでいるか、職場に働き続けにくい雰囲気があるかを質問したものである。
- 21 「市郡」とは、以下の分類をいう。
- 「大都市（政令市・特別区）」
東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市をいう。
- 「その他の市」
「大都市（政令市・特別区）」以外の市をいう。
- 「郡部」
「大都市（政令市・特別区）」「その他の市」以外をいう。